

平成 20 年 度

津市財政健全化判断比率等審査意見書

実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率
資金不足比率

津市監査委員

津市監第318号
平成21年8月19日

津市長 松田直久様

津市監査委員 岡部高樹
津市監査委員 田端隆登
津市監査委員 水谷友紀子
津市監査委員 山中利之

平成20年度津市財政健全化判断比率等審査意見の提出について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

記

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率	3
	【参考】健全化判断比率等の概要	4
(1)	実質赤字比率	7
	ア 審査の結果	7
	イ 審査の概要	7
(2)	連結実質赤字比率	9
	ア 審査の結果	9
	イ 審査の概要	9
(3)	実質公債費比率	12
	ア 審査の結果	12
	イ 審査の概要	12
(4)	将来負担比率	14
	ア 審査の結果	14
	イ 審査の概要	14
	ウ 所 見	14
2	資金不足比率	17
	【参考】資金不足比率等の概要	18
(1)	津市水道事業会計に係る資金不足比率	19
	ア 審査の結果	19
	イ 審査の概要	19
(2)	津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率	21
	ア 審査の結果	21
	イ 審査の概要	21
(3)	津市駐車場事業会計に係る資金不足比率	22
	ア 審査の結果	22
	イ 審査の概要	22
(4)	津市農業共済事業会計に係る資金不足比率	23
	ア 審査の結果	23
	イ 審査の概要	23
(5)	津市風力発電事業特別会計に係る資金不足比率	24

ア 審査の結果	24
イ 審査の概要	24
(6) 津市簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率	25
ア 審査の結果	25
イ 審査の概要	25
(7) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率	26
ア 審査の結果	26
イ 審査の概要	26
(8) 津市下水道事業特別会計に係る資金不足比率	27
ア 審査の結果	27
イ 審査の概要	27

凡 例

- 1 文中及び表中に用いる健全化判断比率及び資金不足比率の算定に係る数値は、算定要領上の端数処理により表示した。したがって、平成 20 年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算等審査意見書及び平成 20 年度津市公営企業会計決算等審査意見書（以下、この凡例において「決算等審査意見書」という。）における端数処理と異なる場合があり、決算等審査意見書に表示した数値と一致しない場合がある。
- 2 この意見書における監査委員の指摘事項又は所見の内容は、決算等審査意見書の内容と重複しないよう配慮した。
- 3 表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「-」・・・該当比率がないもの
 - 「△」・・・負数のもの

平成 20 年度津市財政健全化判断比率等審査意見

第 1 審査の対象

審査の対象は、次のとおりである。

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 上記の健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）

第 2 審査の期間

- 1 健全化判断比率等

健全化判断比率及びそれらの算定基礎書類は、平成 21 年 7 月 31 日に市長から審査に付され、同日から同年 8 月 19 日までを審査の期間とした。

- 2 資金不足比率等

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用する公営企業（以下「法適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率及びそれらの算定基礎書類は、平成 21 年 6 月 22 日に市長から審査に付され、同日から同年 8 月 19 日までを審査の期間とした。

地方公営企業法を適用しない公営企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率及びそれらの算定基礎書類は、平成 21 年 7 月 6 日に市長から審査に付され、同日から同年 8 月 19 日までを審査の期間とした。

第 3 審査の方法

審査に当たっては、各比率及びそれらの算定基礎書類について、主に次の諸点に着眼し、数値の根拠となる資料により照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取し、平成 20 年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算等及び平成 20 年度津市公営企業会計決算等の審査の結果も参考とした。

- 1 各比率は、財政健全化法等に基づき適正に算定されているか。
- 2 算定基礎書類に記載された数値及び計算方法は、正確かつ適正であるか。
- 3 算定過程における判断は、客観的妥当性を有するものであるか。

第 4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎書類の審査の結果は、比率ごとに次に記載したとおりである。

1 健全化判断比率

【参 考】

健全化判断比率等の概要

●実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「一般会計等の実質赤字額」 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額

「実質赤字額」 繰上充用額（形式赤字額＋（制度上の繰越額－未収入特定財源の額））＋
支払繰延額＋事業繰越額

●連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「連結実質赤字額」 イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合はその超える額

イ 一般会計及び公営企業（法適用企業・法非適用企業をいう。以下同じ。）以外の特別会計における実質赤字額の合計額

ロ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の不足額の合計額

- ・ 法適用企業の「資金の不足額」

流動負債の額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、流動資産の額（繰越財源の額を除く。）を超える場合はその超える額－解消可能資金不足額(注)

- ・ 法非適用企業の「資金の不足額」

歳出額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合はその超える額－解消可能資金不足額

(注) 事業の性質上、事業開始後一定期間に資金の不足額が生じるなどの事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計における実質赤字額の合計額

「実質赤字額」 歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額を超える場合はその超える額

ニ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の剰余額の合計額

- ・ 法適用企業の「資金の剰余額」

流動資産の額（繰越財源の額を除く。）が、流動負債の額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額を超える場合はその超える額

- ・ 法非適用企業の「資金の剰余額」

歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額を超える場合はその超える額

●実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

「準元利償還金」イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還した場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 一部事務組合等への負担金等のうち一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

「基準財政需要額算入額」

地方債の元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額。将来負担比率において同じ。

●将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「将来負担額」イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の平成 20 年度末における地方債の現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還の財源に充てるための一般会計等からの負担見込額
- ニ 一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるための負担見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額等のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

「充当可能基金額」イからへまでの償還額等に充てることのできる基金の額

「特定財源見込額」イからニまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額

●早期健全化基準

財政健全化法施行令第7条で定める財政の早期健全化（財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準で、平成20年度以降の決算に係る健全化判断比率のいずれかが、健全化判断比率ごとに定められた早期健全化基準以上である場合（財政再生基準以上である場合を除く。）は、財政健全化計画を定めなければならない。

●財政再生基準

財政健全化法施行令第8条で定める財政の再生（財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準で、平成20年度以降の決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（これを「再生判断比率」という。）のいずれかが、再生判断比率ごとに定められた財政再生基準以上である場合は、財政再生計画を定めなければならない。

(1) 実質赤字比率

ア 審査の結果

実質赤字比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 実質赤字比率 (単位：%)

決算年度		実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
平成 20 年度		—	11.25	20.00
参考	平成 19 年度	—		
	増 減	—		

イ 審査の概要

実質赤字比率は、一般会計等（津市一般会計、津市土地区画整理事業特別会計、津市住宅新築資金等貸付事業特別会計、津市定額給付金給付等事業特別会計をいう。以下同じ。）の実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合算額）を、標準財政規模の額（臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ。）で除して得た数値となる。

審査に付された実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 20 年度一般会計等決算に係る実質赤字額が生じているか否かを審査した。

まず、繰上充用額について見ると、一般会計等相互間の繰入れ・繰出しによる重複額を控除した純計による歳入の合計額は 973 億 5,288 万 7 千円、歳出の合計額は 951 億 4,083 万 8 千円で、形式収支額は 22 億 1,204 万 9 千円となる。

そして、形式収支額から平成 21 年度に繰り越すべき財源（以下「繰越財源」という。）5 億 3,054 万 7 千円（継続費逓次繰越額及び繰越明許費繰越額の合計額 61 億 5,102 万 7 千円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債）の合計額 56 億 2,048 万円を差し引いた額）を控除した額は 16 億 8,150 万 2 千円となり、繰上充用額は生じていない。

さらに、支払繰延額及び事業繰越額はなく、実質収支は 16 億 8,150 万 2 千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

未収入特定財源については、その収入の確実性を証する書類

の有無を確認したところ、補助金交付決定通知書等が備えられていた。

なお、実質収支額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 実質収支額の状況 (単位：千円・%)

区	分	金額等
一般会計等の歳入合計額 (A)		97,352,887
一般会計等の歳出合計額 (B)		95,140,838
形式収支額 (C) (A) - (B)		2,212,049
繰越財源の額 (D) (E) + (F) - (G)		530,547
	継続費遞次繰越額 (E)	129
	繰越明許費繰越額 (F)	6,150,898
	未収入特定財源の額 (G)	5,620,480
形式収支額 - 繰越財源の額 (H) (C) - (D)		1,681,502
支払繰延額・事業繰越額 (I)		0
実質収支額 (J) (H) - (I)		1,681,502
内	津市一般会計	2,256,467
	津市土地区画整理事業特別会計	△503,365
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	△71,600
	津市定額給付金給付等事業特別会計	0
標準財政規模の額 (K)		63,816,570
	うち臨時財政対策債発行可能額	2,705,614
実質収支額の標準財政規模の額に対する比率 (J) ÷ (K)		2.63

(2) 連結実質赤字比率

ア 審査の結果

連結実質赤字比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 連結実質赤字比率 (単位：%)

決算年度		連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
平成 20 年度		—	16.25	40.00
参考	平成 19 年度	—		
	増減	—		

イ 審査の概要

連結実質赤字比率は、一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計（津市椋本財産区特別会計を除く。以下同じ。）における実質赤字額と公営企業の特別会計における資金の不足額の合計額が、これらの会計の実質黒字額と資金の剰余額の合計額を超える場合、その超える額（これを「連結実質赤字額」という。）を、標準財政規模の額で除して得た数値となる。

審査に付された連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、これらの会計の平成 20 年度決算に係る連結実質赤字額が生じているか否かを審査した。

まず、一般会計等については、実質赤字比率で見たように、実質収支は 16 億 8,150 万 2 千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

次に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計について見ると、津市国民健康保険事業特別会計等の 5 特別会計（表 2 参照）が対象となるが、これらの特別会計の歳入の合計額は 919 億 9,467 万 3 千円、歳出の合計額は 911 億 5,267 万 9 千円で、形式収支額は 8 億 4,199 万 4 千円となる。

そして、繰越財源の額、支払繰延額及び事業繰越額はなく、実質収支は 8 億 4,199 万 4 千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

次に、公営企業の特別会計について見ると、まず、法適用企

業の特別会計は、津市水道事業会計等の4特別会計（表2参照）が対象となるが、これらの特別会計の流動負債の合計額は9億5,784万6千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、一方、流動資産の合計額は62億9,608万2千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなことから、53億3,823万6千円の剰余額が生じることとなる。

さらに、法非適用企業の特別会計は、津市風力発電事業特別会計等の4特別会計（表2参照）が対象となるが、これらの特別会計の歳出の合計額は152億7,975万2千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、一方、歳入の合計額は153億9,911万5千円で、繰越財源の額1億1,521万円（繰越明許費繰越額13億3,931万円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債）の合計額12億2,410万円を差し引いた額）を控除すると、歳入相当額は152億8,390万5千円となることから、415万3千円の剰余額が生じることとなる。

したがって、公営企業の特別会計の実質収支は53億4,238万9千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

未収入特定財源については、その収入の確実性を証する書類の有無を確認したところ、補助金交付決定通知書等が備えられていた。

以上のとおり、これらの会計を連結した実質収支は78億6,588万5千円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。なお、連結実質収支額の状況を示すと表2のとおりとなる。

表 2 連結実質収支額の状況

(単位：千円・%)

区 分	金 額 等		
(純計でない。) 一般会計等	津市一般会計	1,681,147	
	津市土地区画整理事業特別会計	155	
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	200	
	津市定額給付金給付等事業特別会計	0	
	合 計	1,681,502	
特別会計 公営企業 以外の	津市国民健康保険事業特別会計	△166,010	
	津市介護保険事業特別会計	688,559	
	津市後期高齢者医療事業特別会計	23,699	
	津市老人保健医療事業特別会計	10,667	
	津市モーターボート競走事業特別会計	285,079	
合 計	841,994		
公営企業の 特別会計	法適用企業	津市水道事業会計	4,917,249
		津市工業用水道事業会計	108,870
		津市駐車場事業会計	22,521
		津市農業共済事業会計	289,596
		小 計	5,338,236
	法非適用企業	津市風力発電事業特別会計	2,247
		津市簡易水道事業特別会計	504
		津市農業集落排水事業特別会計	145
		津市下水道事業特別会計	1,257
		小 計	4,153
	合 計	5,342,389	
連結実質収支額 (A)		7,865,885	
標準財政規模の額 (B)		63,816,570	
うち臨時財政対策債発行可能額		2,705,614	
連結実質収支額の標準財政規模の額に対する 比率 (A) ÷ (B)		12.32	

(3) 実質公債費比率

ア 審査の結果

実質公債費比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められ、実質公債費比率は、早期健全化基準未満であった。

表 1 実質公債費比率 (単位：%)

決 算 年 度		実 質 公 債 費 比	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準
平 成 2 0 年 度		13.4	25.0	35.0
参 考	平 成 19 年 度	13.4		
	増 減	0.0		

イ 審査の概要

実質公債費比率は、地方債の元利償還金のほか、元利償還金に準ずるもの（これを「準元利償還金」という。）を含めた実質的な公債費相当額から充当可能特定財源の額及び地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（これを「基準財政需要額算入額」という。将来負担比率において同じ。）を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値の3か年の平均値となることから、これらの算定要素における数値が適正に算定されているか否かを審査した。

実質公債費比率は、平成 19 年度と同率となっているが、平成 20 年度の単年度の実質公債費比率を見ると、平成 19 年度より 0.3 ポイント上昇し、13.6 パーセントとなっている。

これは、地方再生対策費の創設により普通交付税が増加したことなどにより標準財政規模の額が約 12 億 5 千万円増加したものの、実質公債費比率の算定上の分母となる額の増加率は 1.4 ポイントであったのに対し、分子となる額の増加率は、準元利償還金が増加したことなどにより 3.58 ポイントとなったためである。準元利償還金が増加した主な理由は、従来、予算において債務負担行為を設定することなく支出していた国営中勢用水事業償還負担金等について、平成 20 年度当初予算において債務負担行為を設定したためである。

なお、実質公債費比率の算定状況を示すと表 2 のとおりである。

表 2 実質公債費比率の算定状況 (単位：千円・%)

区 分 \ 年 度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
公債費相当額 (A) (B) + (C)	18,096,579	17,408,851	17,327,065
地方債の元利償還金 (繰上償還等を除く) (B)	12,946,071	13,017,835	13,101,137
準元利償還金 (C)	5,150,508	4,391,016	4,225,928
充当可能特定財源の額 (D)	1,867,552	1,931,544	2,012,296
基準財政需要額算入額 (E)	8,721,061	8,229,178	8,053,201
公債費相当額 - (充当可能 特定財源の額 + 基準 財政需要額算入額) (F) (A) - { (D) + (E) }	7,507,966	7,248,129	7,261,568
標準財政規模の額 (G)	63,816,570	62,565,574	62,480,569
うち臨時財政対策債 発行可能額	2,705,614	2,888,590	3,186,954
標準財政規模の額 - 基 準財政需要額算入額 (H) (G) - (E)	55,095,509	54,336,396	54,427,368
実質公債費比率 (単年 度) (F) ÷ (H)	13.6	13.3	13.3
実質公債費比率 (3 年 平均)	13.4		

(4) 将来負担比率

ア 審査の結果

将来負担比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められ、将来負担比率は、早期健全化基準未満であった。

表 1 将来負担比率 (単位：%)

決算年度		将来負担比率	早期健全化基準
平成 20 年度		117.5	350.0
参考	平成 19 年度	120.0	
	増 減	△ 2.5	

イ 審査の概要

将来負担比率は、本市の債務のほか、津市土地開発公社の負債額等を対象に、本市の一般会計等における将来負担を明らかにしようとするもので、その算定方法は、将来負担額から充当可能財源等の額を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値となることから、これらの算定要素における数値が適正に算定されているか否かを審査した。

将来負担比率は、当初 122.9 パーセントとして審査に付されたが、審査過程における指摘（特別職に係る退職手当支給予定額の算定誤り等）及び財政課による数値の見直しによる再算定の結果、117.5 パーセントに訂正されたものである。

将来負担比率は、平成 19 年度より 2.5 ポイント低下したが、これは、標準財政規模の額が増加したことなどにより将来負担比率の算定上の分母となる額が約 7 億 6 千万円増加する一方、将来負担額が約 3 億 3 千万円減少したことなどにより分子となる額が約 4 億 8 千万円減少したため、将来負担額が減少した主な理由は、地方債の現在高が減少したためである。

将来負担比率の算定状況を示すと表 2 のとおりであるが、次年度の将来負担比率の算定に向けて検討を求める事項は、次の「所見」のとおりである。

ウ 所見

将来負担額の算定要素である設立法人の負債額等負担見込額のうち、津市土地開発公社の負債額の算定において、国等が買取ることが確実に見込まれる土地の取得価格として、6 億 4,147

万 7 千円が、同公社の負債額から控除されているが、これらの土地のうち、買取り主体が「三重県」とされる土地は、県による買取りが確実とはいえないものと考えられる。

仮に当該土地の取得価格の総額 2 億 933 万 1 千円を同公社の負債額から控除しない場合の将来負担比率を試算すると、117.9 パーセント（0.4 ポイント上昇）となることから、当該土地の買取りについて、県と協議するなど、所要の措置を講じられたい。

表 2 将来負担比率の算定状況 (単位:千円・%)

区 分	金 額 等	
将 来 負 担 額	地方債の現在高	101,781,375
	債務負担行為に基づく支出予定額	4,314,276
	公営企業債等繰入見込額	77,826,040
	一部事務組合等負担見込額	0
	退職手当負担見込額	25,318,172
	設立法人の負債額等負担見込額	2,391,960
	連結実質赤字額	0
	一部事務組合等連結実質赤字額負担見込額	0
	小 計 (A)	211,631,823
等 充 当 の 可 能 財 源	充当可能基金の額	23,158,127
	特定財源見込額	15,225,582
	基準財政需要額算入見込額	108,502,742
	小 計 (B)	146,886,451
将来負担額－充当可能財源等の額 (C) (A)－(B)		64,745,372
標準財政規模の額 (D)		63,816,570
	うち臨時財政対策債発行可能額	2,705,614
基準財政需要額算入額 (E)		8,721,061
標準財政規模の額－基準財政需要額算入額 (F) (D)－(E)		55,095,509
将来負担比率 (C)÷(F)		117.5

2 資金不足比率

【参 考】

資金不足比率等の概要

●資金不足比率

資金不足比率= $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模の額}}$
--

「資金の不足額」（公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの））

- ・ 法適用企業の「資金の不足額」

流動負債の額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、流動資産の額（繰越財源の額を除く。）を超える場合はその超える額－解消可能資金不足額（注）

- ・ 法非適用企業の「資金の不足額」

歳出額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合はその超える額－解消可能資金不足額

（注）事業の性質上、事業開始後一定期間に資金の不足額が生じるなどの事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

「事業の規模の額」

- ・ 法適用企業の「事業の規模の額」

営業収益の額－受託工事収益の額

- ・ 法非適用企業の「事業の規模の額」

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

●経営健全化基準

財政健全化法施行令第 19 条で定める公営企業の経営の健全化を図るべき基準で、平成 20 年度以降の決算に係る資金不足比率が、経営健全化基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならない。

(1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率(表 1 参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 資金不足比率

(単位：%)

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準
平成 20 年度		—	20.0
参考	平成 19 年度	—	
	増 減	—	

イ 審査の概要

資金不足比率は、資金の不足額を、事業の規模の額で除して得た数値となる(以下各会計に係る資金不足比率において同じ)。

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 20 年度津市水道事業会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における流動負債の額は 6 億 7,163 万円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債(以下「算入地方債」という。)の現在高はなく、一方、流動資産の額は 55 億 8,887 万 9 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなしことから、49 億 1,724 万 9 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位:千円・%)

区 分	金 額 等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	5,588,879
流動資産の額 (B)	5,588,879
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	671,630
流動負債の額 (E)	671,630
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)	4,917,249
事業の規模の額 (I)	6,174,011
資金の剰余額の事業の規模の額に対する比率 (以下各会計に係る資金不足比率において「資金の剰余率」という。) (H) ÷ (I)	79.64

(2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率(表 1 参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準
平成 20 年度		—	20.0
参考	平成 19 年度	—	
	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 20 年度津市工業用水道事業会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における流動負債の額は 69 万 5 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、流動資産の額は 1 億 956 万 5 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、1 億 887 万円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	109,565
流動資産の額 (B)	109,565
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	695
流動負債の額 (E)	695
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)	108,870
事業の規模の額 (I)	21,725
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	501.13

(3) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 資金不足比率

(単位：%)

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準
平成 20 年度		—	20.0
参考	平成 19 年度	—	
	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 20 年度津市駐車場事業会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における流動負債の額は 1,216 万 1 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、流動資産の額は 3,468 万 2 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、2,252 万 1 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位：千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	34,682
流動資産の額 (B)	34,682
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	12,161
流動負債の額 (E)	12,161
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)	22,521
事業の規模の額 (I)	252,647
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	8.91

(4) 津市農業共済事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準
平成 20 年度		—	20.0
参考	平成 19 年度	—	
	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 20 年度津市農業共済事業会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における流動負債の額は 2 億 7,336 万円で、算入地方債の現在高はなく、一方、流動資産の額は 5 億 6,295 万 6 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、2 億 8,959 万 6 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	562,956
流動資産の額 (B)	562,956
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	273,360
流動負債の額 (E)	273,360
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)	289,596
事業の規模の額 (I)	168,381
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	171.99

(5) 津市風力発電事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 資金不足比率

（単位：％）

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準
平成 20 年度		—	20.0
参考	平成 19 年度	—	
	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 20 年度津市風力発電事業特別会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における歳出額は 1 億 985 万円で、算入地方債の現在高はなく、一方、歳入額は 1 億 1,209 万 7 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、224 万 7 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

（単位：千円・％）

区 分	金額等
歳入相当額 (A)	(B) - (C) 112,097
歳入額 (B)	112,097
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
歳出額 (D)	109,850
算入地方債の現在高 (E)	0
資金の剰余額 (F)	(A) - (D) - (E) 2,247
事業の規模の額 (G)	77,524
資金の剰余率	(F) ÷ (G) 2.90

(6) 津市簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率(表 1 参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 資金不足比率

(単位:%)

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準
平成 20 年度		—	20.0
参考	平成 19 年度	—	
	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 20 年度津市簡易水道事業特別会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における歳出額は 8 億 1,557 万 1 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、歳入額は 8 億 1,607 万 5 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、50 万 4 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位:千円・%)

区 分	金額等
歳入相当額 (A) (B) - (C)	816,075
歳入額 (B)	816,075
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
歳出額 (D)	815,571
算入地方債の現在高 (E)	0
資金の剰余額 (F) (A) - (D) - (E)	504
事業の規模の額 (G)	116,530
資金の剰余率 (F) ÷ (G)	0.43

(7) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 資金不足比率

（単位：％）

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準
平成 20 年度		—	20.0
参考	平成 19 年度	—	
	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 20 年度津市農業集落排水事業特別会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における歳出額は 5 億 1,629 万 8 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、歳入額は 5 億 1,644 万 3 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、14 万 5 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりである。

表 2 資金の剰余額の状況

（単位：千円・％）

区 分	金 額 等	
歳入相当額 (A)	(B) - (C)	516,443
歳入額 (B)		516,443
控除すべき繰越財源の額 (C)		0
歳出額 (D)		516,298
算入地方債の現在高 (E)		0
資金の剰余額 (F)	(A) - (D) - (E)	145
事業の規模の額 (G)		132,380
資金の剰余率	(F) ÷ (G)	0.11

(8) 津市下水道事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 資金不足比率

（単位：％）

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準
平成 20 年度		—	20.0
参考	平成 19 年度	—	
	増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 20 年度津市下水道事業特別会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における歳出額は 138 億 3,803 万 3 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、歳入額は 139 億 5,450 万円で、繰越財源の額 1 億 1,521 万円（繰越明許費繰越額 13 億 3,931 万円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債）の合計額 12 億 2,410 万円を差し引いた額）を控除すると、歳入相当額は 138 億 3,929 万円となることから、125 万 7 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位:千円・%)

区 分	金 額 等
歳入相当額 (A)	(B) - (C) 13,839,290
歳入額 (B)	13,954,500
控除すべき繰越財源の額 (C)	(D) - (E) 115,210
繰越明許費繰越額 (D)	1,339,310
未収入特定財源の額 (E)	1,224,100
歳出額 (F)	13,838,033
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H)	(A) - (F) - (G) 1,257
事業の規模の額 (I)	2,560,931
資金の剰余率	(H) ÷ (I) 0.05